遠野市監査委員告示第10号
平成26年9月8日

平成26年度財政援助団体監査結果報告書（平成25年度財政援助分）の内容に対する今後の措置方針について、平成26年9月4日付け遠財第49号で回答がありましたので、地方自治法第 199条第12項の規定により、当該文書(写し)を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員　佐　藤　サヨ子
遠野市監査委員　佐々木　資　光
遠野市監査委員　荒　川　栄　悦

遠財第　　49　号
平成26年9月4日

遠野市監査委員　様

遠野市長　本　田　敏　秋

平成26年度財政援助団体監査の指摘事項に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1　指摘事項及び措置方針

(1) 遠野地方バス路線対策事業費補助金（廃止路線代替バス運行費補助金）

…市民協働課

［指摘事項］

①　補助金交付要綱第３条別表に規定されている提出書類「収支予算書」の提出がなかったので改善されたい。

②　当該補助金は、廃止路線代替バス運行にかかる損失補填を主目的としているが、補助金交付は９月の補正予算成立後に行われており、当該団体は資金繰りに苦労している状況であることから速やかな補助金交付が必要である。

［措置方針］

①　当該補助金は、廃止路線代替バス運行経費の不足分を補填する補助事業であることから運行計画書の提出のみ審査し交付してきたが、次年度からは交付要綱で定めているとおり「収支予算書」の提出を求めることとする。

②　当該補助金は、前年度の運行実績により次年度予算で運行経費の損失分を補填するものであるが、損失額は６月に開催する株主総会の議決を経て確定される。近年、人口減少や高齢化等により利用者が毎年減少しており、損失補填額が増加傾向にあることから、予算不足分を９月補正予算で計上し交付する状況となっていた。今後は事業者の「収支予算計画書」に基づき、できる限り補正予算を要しない予算確保を行うよう努める。

また、同補助金交付要綱第５条に定める前金払いの規定により、補助金の一部を前金払いする方法について協議を進めているところである。

なお、路線見直し等による運行収支の改善にも引き続き取り組む。

(2) 遠野市社会福祉協議会事業費補助金 …福祉課

［指摘事項］

平成 24 年４月から新たな社会福祉法人会計基準が適用になったことにより、平成 25 年度会計から新会計システムを導入していたが、監査時には当該会計伝票の確認ができず今後の課題となった。

次回からは補助事業分については専用のファイルを作成するなど監査を受ける体制の整備を望む。

［措置方針］

新たな社会福祉法人会計基準による会計処理に移行したことにより、新会計基準の主要簿として定められている仕訳日記帳及び総勘定元帳の形態に従った形式で会計伝票及び証憑書類を整理していたが、監査対象における会計伝票の確認が難しい資料となっていた。

今後は、監査対象となる事業に関し、月ごとの科目別元帳や請求書及び領収書等、対象支出に係る証憑書類の写しを対象事業別にファイリングし、当該事業に係る会計伝票が速やかに確認できるよう指導する。

なお、平成 26 年度分から対応することとし、８月分から随時に処理を進めるほか、４月から７月分についても速やかに整理するよう指導したところである。